

令和8年1月30日
株式会社ティー・エス・エル北陸

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

①計画期間 令和8年4月1日～ 令和10年3月31日までの 2年間

②内 容

1. 所定外労働時間を1人当たり月平均15時間以内とする

(策定指針の事項：1-(2)-ア)

【現状】

1人当たり月平均所定外労働時間：16時間

【対策】

令和8年4月～ 所定外労働の原因を分析する

令和8年7月～ 解決案を検討する

令和8年10月～ 検討した解決案を社員に周知し、実施する

令和9年4月～ 所定外労働時間の推移を確認しながら、対策のリプランを行う

2. 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間15日以上とする

※付与日数が少ない社員については、取得率も参考にする

(策定指針の事項：1-(2)-イ)

【現状】

1人当たり平均取得日数：13.6日

【対策】

令和8年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

令和8年4月～ 年次有給休暇取得の推進を、社内掲示板にて周知する

令和8年7月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する

令和9年4月～ 年次有給休暇取得の推移を確認しながら、対策のリプランを行う

3. 子どもが産まれる際の男性の育児休業取得の促進を図る

(策定指針の事項：1-(1)-イ)

【現状】

直近3年間に男性育児休業対象者は1名
当該社員は育児休業を取得 → 取得率100%
当社として男性育児休業の第1号

【目標】

対象者が発生した場合には、取得希望者の育児休業取得率100%を目指す

【対策】

出生時育児休業（産後パパ育休）の取得を推進する
対象者には制度説明を個別に実施する
所属部署と総務部が連携し、業務調整を事前に行う

以上